

◇ eシールによる認定制度

Q : eシールによる認定制度が創設されたとか。どのような内容のものですか？

A : 次のような内容です。

【解説】

総務省は、請求書や領収書などの電子データの発行元のなりすましや改ざん防止を目的とするeシールの認定制度の創設を告示しました。

eシールとは、電子文書の発信元の組織を示す目的で行われる暗号化等の措置で、企業の角印の電子版に相当するものです。

また、eシールは、個人名の電子署名とは異なり、使用する個人の本人確認が不要で、領収書や請求書等の経理関係書類等のような迅速かつ大量に処理するような場面において、簡便にデータの発行元を保証することができます。

eシールを活用すると、データ発行元の組織を簡便に確認できるようになり、これまで紙で行われていた書類等の企業間のやり取りが電子的に安全に行えるようになり、従来の郵送の手間やコストの削減による業務効率化や生産性を向上することができます。

企業が、eシール用電子証明書を発行してもらうには、認定を受けた事業者である認証局に対して発行依頼をすることになります。

この認証局に係る規定は、令和8年3月30日までに別途告示で定める日から施行される予定です。

